

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷九第

行發日一月二十年八正大

## 論 說

勞働と資本との根本的協調……………法學博士 田島 錦治

特別課徴の利害并に其當否……………法學博士 神戸 正雄

所帶統計概説(一)……………法學博士 財部 靜治

植民地の土地政策(一)……………法學博士 山本美越乃

明治の米價調節(四)……………法學士 本庄榮治郎

## 時事問題

勞働組合の公認問題……………法學博士 戸田 海市

海上再保險官營問題……………法學士 小島昌太郎

## 雜 錄

我國における新ブルジョア階級の成立(一)……………圓 谷 弘

鄧牧の「伯牙琴」……………法、文學士 小島 祐馬

獨逸の戰時財産差増稅新法案に就て……………法學士 汐見 三郎

經濟論叢第九卷總目錄……………編輯 委員

## 海上再保險國營問題

小島昌太郎

- 一 保險の本質に最も相應しき經營方法
- 二 我政府が海上再保險を國營せんとする理由なりとして傳へらるゝものに對する批評
- 三 民營と併存する收益主義による國營
- 四 民營と併存する保護主義による國營
- 五 收益主義による獨占國營
- 六 保護主義による獨占國營

近頃傳へ聞く所に據れば、我政府は、過般の世界大戰亂の期間中、Reimbursement of War Risk 戦時海上保險の再保險を國營として行ひたると同様に、平時に於ける海上保險の再保險を、やはり、國營とせんとする計畫を有つて居ると云ふことである。而も、來るべき議會に之に關する法案を提出し、其承諾を得ば

來年度より早速實行せんとするのであると傳へられて居る。果してかゝる計畫が政府當局にあるや否やは固より私の與り知る所ではない。否、私はかゝる風評あるに拘はらず、寧ろ政府に於いて左様な計畫を有つて居るとは信じてない。假ひ、左様な計畫ありとも、それは當局官廳の一部に内々存する位のこと、未だ現政府の計畫と迄はなつて居ないものと思ふ。海上再保險の國營の如き

對外貿易や對外運輸と極めて密接の關係ある施設に關する計畫が、只、官僚の机上に於いてのみ組立てられ、少しも、社會一般の考慮を求めず、關係當業者の意見を聽かず、藪から棒に、法案として議會に提出せられやうとは、——從來の我立法は幾ど總てそう云ふ遣り方であるが、——今日の時世に於いて想像し得べからざることであるからである。若し政府が事實かゝる計畫を有つならば、議會に提出する以前に於て、其草案を社會に公表し、國民に研究批評をなす餘裕を與へ居るべき筈である。然るに今に於いて、何等社會に公表する所なきより察すれば、秘密主義の政治に何等の了解なき一學究たる私の如きに於ては、來年度に於ける現政府のプログラムの中に、この海上再保險國營と云ふ計畫が存するものとは思はれない。併し、縱ひ風説に止まるとするも、今日、海上再保險の國營と云ふことが、世上の問題となつて居る場合であるから、此機會に於て之に關する研究をなし置くことも強ち無益のことではないであらう。

## 一 保險の本質に最も相應しき經營方法

姑く海上保險又は其再保險と云ふ特別の範圍を離れ、之を一般に保險なるもの、本質より見るに、如何なる經營方法がそれに最も適當なるかと云はゞ、それは固より營利的、資本主義的の經營に非ずして、公益的、相互主義的の經營である。蓋し保險なるものは、其種類の如何を問はず、

總て現代社會組織の下に於ける私經濟生活の不安定なるを矯正して、之を安固ならしめんことを目的とするのであつて、而して此目的の爲めに、經濟上不安定の地位にある人々が多數集合して、各自の財力を合せて、相封助する仕組なのである。されば此事業の中心をなす所謂保險者なるものは、縦ひ現在に於ては他の事業に於けると同様に、企業家なるものが其衝に當り居れども、其實彼は只、一の世話役たるに過ぎないものである、隨つて其報酬も勞務に相當するものは固より之を受くべき筈であるが、特別に資本主義的なる利潤など得べき筈のものではない。(拙著「保險と經濟」參照) 故に、保險に在りては、特に、營利的、資本主義的の經營は變態であつて、公益的相互主義的の經營が本當のものである。此點より見れば國營と云ふことは、結局に於て、公益的相互主義的經營と一致するのであるから、保險の本質に最も相應はしい經營方法の一であると云ふことが出来る。

併し乍ら、保險の經營上に最も必要なるもの、中に、料率の算定と云ふことがある。この料率の算定が正確ならざれば、多數の人々より集めたる所謂保險料を以て、彼等に支拂ふべき所謂保險金に充當して過不足なきを得るや否や、全く不明であつて、保險事業は甚だ冒險的性質を帶ぶることとなる。保險事業が冒險的性質を帶ぶる間は、之を公益的、相互主義的に經營することは困難である。勢ひ冒險的企業心の旺盛なる資本家の經營に疎たねばならぬ。又縦ひ料率の算定が正

確に行ひ得るにしても、其理論や手續が甚だ複雑であつて、之を了解するに足るだけの知識が、未だ世俗一般に普及せざる時代に於ては、相互主義的の經營は成立し難く、やはり、其理論や手續について了解を有する、資本家の經營に倣たねばならぬ。現代的保險の經營が、當初、營利的資本主義的に行はれたのは、全くかゝる理由に出づるのであつて、それは保險事業なるもの、進化に於ける一過程たるに過ぎないのである。然るに料率の算定が正確に近づけば近づく程、保險事業は冒險的性質を帶ふること少くなり、隨つて次第に相互主義的經營に適當する様になる。生命保險の如きは死亡生殘表の完成以來、全く冒險的性質は無くなつた。併し、之も當初は世俗に於いて其理論を了解し得なかつたから、主として資本主義的に經營せられたのであるが、次第に世俗の了解を得るに従ひ、相互主義的經營のものが發達し、現今に於いては、資本主義的經營のものも實質上は益々相互主義的經營に移りつゝあるの實情である。恐らくは、この保險に在りては、資本主義的經營のものは次第に衰退して、相互主義的經營が全く之に代ることゝなるであらう。否、或は一躍國營となることも遠き將來のことでないかも知れん。それがこの保險に最も適當なる經營方法であり、又本質上必然赴くべき運命であるから。

併しそれは兎も角、海上保險に在りても所謂通常海上危險の引受に關する料率の算定は、今日に在りては大に正確なるものとなつた。故にこの保險も最早いつ迄も營利的、資本主義的に經營せ

られ居るべきでない。いつかは公益的、相互主義的經營に移るであらう。今日傳へらるゝ海上再保險の國營と云ふことも、之に進むの第一段階として見れば大に意義がある。併し乍ら、この保險の場合にありては、その國營の可否は、一國の對外貿易對外運輸に對する政策的見地よりも研究せねばならぬ。故に私は、以下、此見地より之を國營とするの可否、並びに、若しもそれを可とするならば、如何なる主義により、如何なる方法を以てすべきかを論ずるであらう。

## 二 我政府が海上再保險を國營せんとする理由

なりとして傳へらるゝものに對する批評

海上保險の再保險と云ふは、一保險業者が船主若しくは荷主より引受けたる船體又は貨物に對する海上保險契約上の義務を全部若しくは一部、更に他の海上保險業者の保險に附することである。而して海上再保險の國營若しくは官營と云ふは、民間保險業者の引受けたる海上保險に對して國家が自ら其再保險の引受けをなすことである。之には二つの場合が想像し得らる。一は國營民營併存であり、他は獨占國營である、我政府が今回行はんとすと傳へらるゝ所の海上再保險國營は、此二つの形態の何れによらんとするか。それは未だ私の知り得ざる所であるが、先づ根本に於て問題とすべきは、一體、政府は如何なる目的を以て、今日かゝる經濟政策をとらんとするか。

と云ふことである。

之に就いては種々なる説がある。其一は、正貨の海外流出を防止する一手段として、此計畫を樹てたと云ふ説である。此目的の爲めならば、海上再保険を獨占國營とするか、然らざれば少くとも海外へ賣出すことは全然之を禁止する必要がある。併し乍らかゝる理由に出づるものとせば、問題は先づ第一に、我國の、今日及び今後に於ける對外貿易關係に於て、特に防止策をとらねばならぬ程、正貨の海外へ流出する傾向大なるかと云ふ點に係る。今後に於ける我貿易關係が如何なる形勢を呈するかは、容易に推測を許さざる處であるが、戰亂中に於ける我國産業の發達と、米國支那印度南洋等に於ける購買力の増進とは、歐洲大陸に於ける購買力の減退あるに拘はらず、我對外貿易關係をして今後當分の中は、戰前よりも寧ろ有利なる地位にあらしむるのではあるまいか。若し果して然らば、正貨の流出を防止する必要などは毫も存しない。隨つて此點を理由とする海上再保険の國營には賛成すべき根據がない。併し乍ら假に、正貨が海外へ流出する傾向著しく大なりとするならば、之を防止する政策をとることも亦必要であらう。併し其場合には、先づ正貨輸出の禁止、其他之に直接なる政策をとるべきである。間接なる政策を以てするには、其政策容體たる事項が、特に他のものよりは、著しく正貨を流出せしむる關係にあるに非ざれば、許さるべきものでない。海上再保険なるものが、果して斯くの如きもので之を獨占國營とすること

が正貨の海外流出を防止するに最も有效なる方法なるか。私は大に之を疑問とする。或は海上再保險料として外國へ支拂ふ金額の巨額なるを云ふ人がある。併しながら、保險關係に在りては、再保險の場合に於ても、元保險の場合と同じく、一方に保險料の支拂あれば、隨つて他方に之に對する保險金の受領がある筈である。殊に海上再保險なるものは、外國保險業者との間に於ても、主として豫定保險provisionalの形式にて締結せらるゝのであるから、些少ながら手数料の受領もある筈である。されば再保險關係にて海外へ結局支拂ふ金額は、保險料の額そのものにあらずして、之より受領保險金及び手数料を差引きたる殘額である。又我海上保險業者は海外の同業者に再保險を賣るのみならず、幾分は其實入をもして居る。此事も計算の中に見込まねはならぬ。然らば結局、海上再保險關係にて海外へ流出する正貨なるものは、餘り多額でないであらう。隨つて、只それ丈の金額の流出を防止するが爲めに、海上再保險なるものを特に獨占國營とするの必要ありとは思はれない。又之も假に巨額に上るものとするも、後に述ぶるが如く、海上再保險の獨占國營と云ふことは、到底有效に行はれ難きことであるから、之によりて此目的を達するは不可能であらう。要するに正貨流出の防止といふことは、海上再保險を國營とするの理由とはならない。

海上再保險國營の理由として傳へられて居る第二の説は、過般の戰時海上再保險國營の成績が當局の意外とする程良好であつて、政府は之に對し幾分の支出を豫期して居つたのに、結局は却



て反對に巨額の収益を擧げ得たから、今之を全廢するに忍びず、戦後の經費膨脹に應ずる一策として、茲に海上再保險の國營を計畫するに至つたのである、と云ふことである。此目的によるならば、政府は之を獨占國營とせんとするか、將た國營と民營とを併存せんとするか、何れとも判斷がつかぬ。併し乍らそは何れとするも若し果してかゝる目的に出づるものとせば、戦時保險と通常保險との間に存する大なる差異を知らず、又過般の我戦時再保險國營の成績があの様に良好であり得たる事情に通達ざるものと云はなければならぬ。抑も戦争危険war riskの引受けをなす戦時保險と、普通海上危険marine riskの引受けをなす普通保險との間には大いなる差異がある。前者は譬へば相場道の如きもので、後者は之に對する地道な商賣の如きものであると云ひ得るであらう。即ち今日の普通海上保險に於ては、其料率は比較的正確に算定せられ得るもので、随つて之を基礎とする海上保險業なるものは甚だしき損失をなす虞なき代りに、又大なる利益を擧ぐることもない。其趣きは地道な商賣では平常大なる利益を擧ぐることもなき代りに、非常な損失をなす憂もないのど大に相似て居る。而してそがかく確實なる事業たり得る所以は、全く料率の算定が比較的正確なるに由るのである。然るにこの料率の算定と云ふことは、生命保險などにありては、専門家が一度び一定の表に作成し置かば、何人にも之に随つて事業を經營し得るのであるが、海上保險に在りては固よりかくの如き表もなく、概ね引受けの度毎に個々に料率を決定するのである。随つ

て其決定には、事業に關する該博なる知識と永年の經驗とを必要とする。何人にも素人が直に其肩に當り得る様なものではない。此點に於いても普通海上保險の引受は地道な商賣に似て居る。而してかく料率の決定に特別の知識經驗を要することは再保險の場合に於ても大體同様である。然るに之に反し、戰時保險の場合に在りては、其料率の決定には據るべき正確なる基礎があるのではない。大體の見込による計りである。されば此保險に於ては、時として運好くば、巨大なる利益を擧げ得ることもある代りに時としては事故頻出して非常なる損失を蒙ることもある。而して此保險の場合には、料率は大體の見込によりて定むるの外ないのであるから、必ずしも専門家の決定に跋つの要なく、何人にも、素人でもなさば爲し得ざることでもない。此點恰も其道にあらざる素人は地道な商賣には手を出し難く、若し手を出さば大體損をするに極つて居るが、相場道ならば容易に手を出すことも出來又必ず損をするとは極つて居らず、否時としては大利益を掬ふこともあるに好く似て居る。過般の我戰時海上再保險國營に於て、我政府が大收益を擧げ得たるは、言は、素人が相場道に手を出してそれが運好く當つたのと相似たるものである。殊に我商船の敵害を蒙ることの僅少なりしは聯合側に於て疑惑の目を張るものがあつた位偶然の好運による所多いのである。故に過般の戰時海上再保險の成績良好なりしの故を以て、平時に於ける海上再保險を國營とし、之によりて財政上の一大財源となさんとするが如きは、見當違ひも亦甚だしいと謂はなければならぬ。

理由として傳へらるゝ第三の説は、戰時國防上の必要に出づることである。此理由には多少考慮を拂ふ必要がある。海上再保險を外國へ賣る場合には、概ね豫定保險の方法によつて居るが、此場合に於ても船名航路貨物等の要項は之を再保險者に通知することを要するのであるから、敵が此方面に搜索の手を入るゝは、船舶の行動を採知する手段として最も適切なる方法であつて、且つあり得べき事柄であるからである。故に此理由を以て海上再保險を國營とせんとするは一應の道理がある。而してかゝる理由に出づるならば、又之を獨占とするか若しくは少くとも海外への賣出は絶対に禁止するの必要がある。併し乍ら、翻つて考ふるに、敵情探查には他にも種々なる方法があつて、敵はあらゆる手段を弄するに相違ないのであるから、只海上再保險を國營とするだけでは船舶の行動を秘するに足らぬ。故に此點に於ては國營とするもせざるも、大した違ひはないであらう。併し假に一步を譲り、之を國營とすることによりて船舶行動の秘密を保ち得るとするも、此目的の爲めならば何も平時より之を國營とするの要なく、戰時に當つて一舉に國營とすれば足るではないか。或は、開戦に當つて之を國營とするのでは時期既に遅く、戦前に締結したる再保險契約を通して、敵は我商船の行動を知り、戦端を開くと同時に我通商貿易を阻害するの舉に出づるであらう、海上再保險を獨占國營となすの眼目は、この開戦當時に備ふるにある、と云ふものあるかも知れない。併し乍ら、後に述ぶるが如く、海上保險に在りては、一方に於て、其元

保險の引受けを民業として許し置くならば、他方に於て其再保險を獨占國營となさんとするも、到底獨占の目的を達することを得ず、又再保險の海外賣出を禁せんとするも其目的を達することが出来るものでなく、再保險は或大きな穴を通して、どしどし海外に賣出さるゝの可能あるものである。故に縱ひ平時より海上再保險を獨占國營とし又は其海外賣出を禁じ置くとも、之によりて開戦當時に於ける商船の行動を秘し得るものと思ふのは大なる誤りと謂はなければならぬ。戦時ならば此穴も之を塞ぎ得る方法もある。平時に於ては國際通商の自由を害せざる限り、之を塞ぐことは不可能である。(それは後に詳説する)。故に假に之を獨占國營とすることによりて、商船の行動を秘し得るとするも、事實上獨占を完うし得ざる平時に於て、之をなすも何等の效果ないであらう。

右の三説は海上再保險國營の理由として傳へらるゝものゝ主たるものであるが、其他尙之を國營とするの理由として傳へらるゝものがある。例へば再保險關係ある國家と戦端を開く場合あらば、其關係斷絶によりて不測の損害を蒙る虞あるが故に、之を國營とするものなりと言ふが如き、又は大口の再保險が海外に賣出されて居る結果、我國は保險關係に於て從屬的地位に立つと云ふが如きものである。併しながら、此等は何れも海上再保險に限りたるものでなく、總ての國際的經濟交通に於て均しく存する事柄であり、又海上保險國營の根據としては枝葉のもので、そののみ

にては之を國營とする理由たり得ざるものである。

\*

以上述ぶるが如く、今日我政府が海上再保險を國營となさんとする目的又は理由なりとして傳へらるゝ所の、正貨流出の防止と云ふことも、財政上の一収入源と云ふことも、將た、戰時國防上の必要と云ふことも、何れも皆理由としては極めて薄弱であつて、否、私をして言はしむれば、それらは何等理由たるの根據がない、又かゝる目的の爲めに海上再保險を國營となさんとするものならば、到底その目的を達することを得ないであらう。私は思ふ、海上再保險を國營となさんとするならば、其目的又は理由たるものは、他の總ての國家政策の場合に於けると均しく、國家生活の安泰繁榮と云ふことであらねばならぬ。而して國家生活の安泰繁榮を齎すには、平時の場合に處して誤りなきの方法を以てすると共に、戰時の場合を慮つて錯誤なきを期するの要がある。今、海上再保險國營と云ふことに就いて之を言はゞ、かくの如き政策をとることが、平時に在りては、對外貿易對外運輸の妨碍とならざるは勿論、其等を保護増進することゝならなければならぬ。又戰時に在りては、一方に於いて、やはり對外貿易對外運輸を保護増進する關係に在ると同時に、他方に於ては我戰爭行動を幫助し且つその妨碍たるものを除くの關係にあらねばならぬ。然らずんば、縦ひそが他に多少の利便を與ふることありとするも、國家生活の最高利益に反する

の故を以て、かゝる政策は之を排斥せなければならぬ。海上再保險を國營とすることは、果してこの國家生活の最高利益に合するや否や。以下、場合を分つて之を研究するであらう。

### 三 民營と併存する収益主義による國營

海上再保險の國營と云ひても、前に一言せるが如く、それには民營の存在を許す國營即ち國營民營併存の場合と、民營の存在を許さざる國營即ち獨占國營の場合とがある。而して何れの場合に於てもその國營が収益主義によりて行はるゝ場合と、保護主義によりて行はるゝ場合とがある。私は行論の便宜上、先づ民營と併存する収益主義による國營の場合より研究するであらう。

政府が海上再保險に就て民營の存在を許し、民間會社に互して自分も財政上多少の収益を得る目的にて其引受をなす場合に於ては、海上保險の取引關係は如何なる状態に在るかと云ふに、其場合には民間保險會社は今日の如く、一方に於ては元保險や再保險の引受をなすと共に、他方に於ては内外の保險會社に再保險を賣ることが出來、又我政府にも之を賣ることが出来る。而して我政府は元保險の引受は一切之をなさず、只民間保險業者の引受けたる保險の再保險のみを引受くるのである。此場合に於て政府の再保險事業が成り立ち、其目的とする財政收入を擧ぐることを得るには、先づ第一に政府の事務の取扱ひ方が、民間保險業者のその如く、簡單敏活なるを要し、

第二には政府の再保険料率が、競争市場料率、即ち具體的に言へば倫敦市場料率より高からざることを要する。然るに之が果して左様にうまく行くであらうか。

今日民間保険業者間に取引せらるゝ海上再保険は、内國保險業者間たると、内國保險業者と外國保險業者との間たることを問はず、大部分は豫定保險pre-arrangedの方法を以て取引せられ、その取引毎に何等一々打ち合せをなすの要なく、料率も元保險の料率其儘に用ゐられ、只元受保險者より再保險者に對し、一定の事項を通告するのみを以て足る。又損害填補の場合に在りても、元受保險者となしたる損害査定、保險金の支拂其他の處置に就きては、再保險者は原則としてそれを尊重して何等の異議を唱へざることゝなつて居る。更に、相互に信用の厚き保險業者間にありては、此豫定保險も所謂 *Block system* の方法によりて行はれ、損害填補をなす場合の外、一定事項の通告をも省略することもある。かくの如く再保險取引なるものは、大體極めて簡單敏活に行はれて居るのであるが、政府が之を行ふ場合に於ても、かくの如く簡單敏活に取扱はるゝであらうか。若し然らずして繁文濳禮的に取扱はるゝならば、政府の再保險料率が著しく民間料率より低額ならざる限り、再保險は殆ど總て民間に吸取せられ、國營保險は名目を存するに過ぎざることゝなり終るであらう。

殊に料率に至つては、政府は今日民間の豫定保險に行はるゝ如く元受保險者の料率に信賴して、

之によりて申込額を盡く引受くると云ふ事は、果してその爲し得る所であらうか、恐らくは政府は狡猾なる保險業者が故意に低率なる引受けをなし、只手數料を得ることのみを目的として政府に再保險を賣込むことを防ぐ必要上、豫定保險の取扱ひをなさせ、又は縦ひ其取扱ひをなせずも、料率のみは政府に於て個々に決定することゝなるであらう。又、國營保險の制度としては實際爾かせざるを得ないであらう。かくて政府が再保險料率を自ら決定するものとせば、政府の保險の下に集り來ると豫想し得る物件のみによりて、倫敦市場に於けるが如き低率なる保險料を算出することを得るかと思ふ問題が起る。此點は私には何れとも正確なる判斷をすることが出來ないから、老練なる實務家の研究に譲るの外はない。併しなから極めて概括なる判斷が許さるゝならば、私は夫れ丈の物件では、倫敦市場に於けるが如き低率は見出し得ないであらうと思ふ。若し果して政府の定むる所が倫敦料率より高からざるを得ざるものとせば、國營保險は名目を留むるに過ぎないことゝなるは明かである。取扱手續が繁雜なる上に料率が高ければ、國營保險には何等の取扱もない。かくても尙、國營保險に持込むものあらば、それは民間保險業者に於いて到底引受を肯せざる bad risk のみであらう。それでは收益を目的とする國營保險は成り立ち得ない。或は、收支計算上成り立ち得ずとするも、國家はかく民間保險業者に於て引受け手のなき様な bad risk を、多少國庫の負擔に於て引受けてこそ、民營保險の缺を補ひ、貿易運輸を増進する所以となるのではな



いか、この論も豫想し得られないではない。併し乍ら、Bad Risk の中にも保險業者が引受けを肯せぬ様な Bad Risk は、航海運輸上一見危険甚しいものであるから、かゝる Risk の引受手のないのは、寧ろ航海運輸の安全を保つ所以であつて、それを政府が引受くと云ふは、却つてその安全を害することゝなる。かゝることは決して國家の採るべき政策ではない。

#### 四 民營と併存する保護主義による國營

右述べたる所は、國家が收益主義によりて海上再保險を國營とする場合に關してである。併し乍ら、之と異り、若し國家が對外貿易對外運輸を保護獎勵する趣旨により、恰も航路補助金、造船獎勵金を支出すると同様に、多少の國庫負擔を見積り、低廉なる料率を以て再保險の引受けをなすならば、其手續が甚たく繁文縟禮的に非ざる限り、國營再保險は民營のそれと併存して十分成り立ち得るであらう。蓋し此場合に於ては、國庫は多少の支出を覺悟するのであるから、國營保險の下に集り來る保險物件のみによりて、倫敦料率よりも低廉なる料率を見出し得るや否やは、初めより問題でない。只問題は、かくの如くにするときは、之が爲めに要する國庫負擔が幾許に上るか不明なるの點のみにある。或は此點を捕へて、再保險國營は財政學上國營事業の原則に反すとて排斥せらるゝかも知れぬ。實際、國庫の負擔となるべき金額が不明にして豫想し得ず

は、財政技術上困る所あるであらう、又かゝる國營事業は、今日迄の財政學の教ふる所に適合しないであらう。併し乍ら、國家生活の最高利益が要求するならば、財政技術上の困難位のことば忍ばなければならず、今日迄の財政學の教ふる所の如きは顧慮するの要はない。眞の問題は國家生活の最高利益に合するや否やにある。

政府が國庫の負擔に於て、倫敦市場に於けるよりも低廉なる料率にて、民間保險業者と互して再保險の引受けをなすならば——而して其取扱ひが繁文縟禮的でないならば——實際の結果に於ては、再保險は殆ど總て政府の下に集り來り、之を獨占國營となしたると同様の状態になる。而して此場合には、元保險の料率にも影響を及ぼし、結局それは政府決定の再保險料率と同様となる。蓋し元受保險業者は此料率に於て引受をなすも、之を大部分其儘政府の再保險に附することを得て、自己の計算に屬する多少の保留部分Reserveあるも——此部分に對しては倫敦料率と政府料率との差額だけ元受保險業者の損であるが——政府より受くる手数料によりて、優に營業上の收入となすことを得るにより、相互競争上、之以上の料率の保險は存在の餘地なきからである。かく元保險の料率が、倫敦料率よりも安き國營再保險料率と同一となれば、我國の貿易や運輸は他國のそれよりも低廉なる保險によりて保護せらるゝこととなり、それだけ國際間の競争上有利の地位に立つこととなる。故に、政府が國庫の負擔を以て低廉なる料率により、再保險の引受けをなすは、國家

生活の最高利益に合致する政策なりと私は思ふ。殊に此制度によるときは、平時に在りては對外貿易對外運輸の保護獎勵となり、戰時に在りては、開戦と共に、單に外國へ再保險の賣出をなすを禁ずる法律を發布するのみによりて、海上保險界に何等實質上の打撃を與ふることなく、既に大體獨占となり居る此制度を名實共完全に獨占となすことが出来る。我政府が果して、海上再保險の國營を實行せんとするならば、此に述べたる趣旨によりてやるがよい。又之を外にしては國營再保險成立の方法はあるまい。

但し、右の如き方法によりて再保險國營をなす場合には、第一には外國の貿易及び運輸が、我國營保險の恩恵に均霑することなき様十分の注意を加ふる必要がある。即ち船體保險にありては日本船舶に限り、貨物保險にありては日本諸港を發送港又は到着港とするものにして取引當事者の少くとも一方は日本人たることを要するのである。第二には、此保險の爲めに國家が支出する費用は、必ず先づ商工業者特に貿易運輸業者の負擔となる租税によりて支辨せらるゝことを要する。然らざれば、彼等は國家制度の名の下に、國民の他の部分に不當の負擔をなさしめて、己れ獨り之によりて利する結果となり、國富分配上に不公平を生ずるからである。第三には此國營再保險は國家制度として永續的のものたらしめ、内閣の交迭と共に容易に廢止し得るが如きものたらざらしむることを必要とする。蓋し、既に一言せるが如く、政府が倫敦市場よりも低率を

以て再保險の引受けをなすときは、我海上保險界に於ける元保險の料率は、結局政府の再保險料率と同一となり、民間保險業者は、從來の如く、料率決定上に要する多年の經驗も、外國保險會社との連絡を保持するに要する信用も、將た、低廉なる料率を算出するが爲めに出來得る限り多數の被保險物件を集むることも、總て一切無用に歸し、彼等は實質に於ては只政府保險の代理業者となり終るのである。随つて、一方に於ては、本當の意味の海上保險なるものは、民營としては殆ど消滅すると共に、他方には、多年幾多の艱難を経て今日の地位を贏ち得たる老大會社も、漸く出來たばかりで信用も經驗もまだ備はらざる新小會社も、之を同一の地位に置くこととなる。之れ兎も角も民營海上保險、特に老大會社に對しては致命的の大打撃である。併し乍ら、之も國家生活の最高利益が要求するならば忍ばざるべからざる犠牲であり、且つ國營海上再保險が上述の如き趣旨にて眞に永續的に行はるゝならば、之も有效に拂はれたる犠牲である。併し、政府が之を本當に永續的國家事業として行ふことを得ず、内閣の交迭するが如き場合に、それと共に廢止せらるゝ様なことあらば、此犠牲は全く無意味になつて、徒らに、國民經濟を攪亂したるに過ぎざることとなる。之れ、愈此計畫を實行すとならば、永續的國家事業となすべき確實なる法的根據を作つて實行せんことを望む所以である。

## 五 收益主義による獨占國營

前段に述べたる制度に於ては、民間の海上保險業者は元保險の引受けをなし得るは勿論、再保險の引受けをもなすことを得べく、且つ自己の引受けたる元保險を再保險として賣らんとする場合に於いても、法律上は、必ずしも之を政府の保險局に持ち行くことを要せず、内外に於ける自己の便宜とする保險業者に賣るの自由を有するのである。然るに、海上再保險を獨占國營とするときは、民間の海上保險業者は元保險の引受けをなし得るに止まり、再保險の引受けをなすことを得ず、又自己の引受けたる元保險は、之を再保險として賣らんとする場合には、必ず政府の保險局に持ち行くことを要し、内外の保險業者に賣ることは禁止せらるゝのである。且つ此場合に於ては、獨占の實を擧ぐる必要上、前段に述べたる制度よりは、多少異なる範圍に於て更に嚴重に被保險物件を限定する必要がある。而して其限定方法は、收益主義による獨占と、保護獎勵主義による獨占とによりて異なる。

先づ、收益主義による場合より吟味するに、此場合には、出來得る限り多くの被保險物件を集むるを利とするから、我國法の及ぶ最大範圍に於て之を求むることとなる。故にそれは結局、日本法によりて設立されたる海上保險會社の引受けたる保險契約、並びに外國保險會社にして日本

領土内に於て得たる保險契約は、再保險に附せんと欲する場合、必ず之を政府保險局に持ち込むことを要すといふ様な規定を設けることゝなるであらう。而して政府は此場合に於ても、豫定保險の方法をとらずして、自ら料率の決定をなすことゝなるであらう。かくて此場合に起る問題は、やはり第一には、政府料率は倫敦料率より高からざることを得るか云ふ點にある。私は、此場合料率決定に關する經驗を有する老練家が其局に當るならば、政府料率は倫敦料率より大體に於て高からざることを得ると思ふ。併し乍ら、試みに或る老練家の説を聞くに、政府料率は此場合に於ても倫敦料率よりも高からざるを得ないと云ふことである。若し果して然らば、此獨占國營は我對外貿易對外運輸を不利なる地位に陥るゝことゝなるから、極力排斥せねばならぬであらう。併し私の推斷の如く、政府料率が倫敦料率より高からざることを得とするも、それには獨占國營が完全に行はれ、上述の範圍内の被保險物件に就ては、其再保險が盡く政府保險局の下に集ることを要する。少くとも、此獨占到大いなる穴ありて、此穴を通して再保險が外國へ賣らるゝと云ふ様なことがあつてはならぬ。故に第二には此獨占が完全に行はれ得るや否やが問題となる。

獨占國營事業の中には、完全なる獨占の行はれ得るものと然らざるものとある。交通機關の獨占の如きは完全なることを得る。獨占國營が完全なることを得ずして多少の缺陷ある場合に於ても、其缺陷が殆ど何等獨占の目的を害するに至らざるものと、些少の缺陷と雖も、蟻穴大堤を潰

すが如く、獨占の目的を全く達する能はざるに至らしむるものとある。煙草專賣や鹽專賣の場合にありては、多少の密輸入あるも國家獨占を害するに至らない。然るに、海上再保險の獨占國營は之と異り、僅かなる穴も之を塞ぐにあらざれば、獨占國營の實を没却せしむるに至るものである。然らば、此場合に於ける其所謂穴とは何ぞや。曰く、其一は日本保險會社が——正確に言へば、日本保險會社の關係者が——此獨占國營を脱法する爲めに外國に於て設立する所の、日本人を株主とする外國保險會社であり、其二は外國保險會社の日本に於ける支店出張所代理店である。

獨占國營の下に在りては、我保險業者は再保險を外國へ賣ることが許されないことになる。隨つて法律上に於ては必ず政府保險局へ持込まねばならぬのであるが、彼等が若し之を保險局へ持込むことを不便利となさば、敢て此獨占法を潛る手段を案出するに苦まないであらう。而して其手段の一として、恐らくは彼等が先づ採る處のものは、現に彼等の經營せる既設の日本保險會社は、之を有名無實の儘に捨て置き、其分身たる外國會社を、日本人のみを株主として、又は日本人を主たる株主として、外國法により外國に於て設立し、其支店を日本に置き、此支店に於て從前の顧客を相手に海上保險の引受けをなすと云ふ方法である。而して此支店に於て引受けたる海上保險は、之を再保險に附する場合には、我政府保險局へ持ち行かず、其儘外國に存する本店

へ送り、本店に於て適當に處置するのである。随つて支店の帳簿上には、其引受けたる保險が其儘保有せられ居るか、又は再保險に附せられたるかに就いて何等の痕跡だも留めない。政府は獨占國營を完全に實行せんが爲め、勿論相當の取締法を講ずるであらうが、そは日本に本店の存する會社に對してのみ有効であつて、右の如き支店の行爲に對しては何等の効果もない。若し日本に本店の存する日本會社が——今日現に存する會社の如きが——外國に存する其支店を通じて、外國會社に再保險を賣る形跡あらば、之は取締の方法もあり、又事によりては營業禁止を命ずることも出来る。併し乍ら、縦ひ全部若くは主たる株主が日本人であるとは云へ、外國法によりて設立せられ、外國に本店の存する會社に對しては、營業禁止を命ずることは到底出来ない。故に獨占國營を貫徹せんとせば、此場合、日本人は海上保險を營むことを目的とする外國會社を設立することを得ず、と云ふ様な法律を作るより外に途がない。——獨占國營法が、そのみにて目的を完全に達することを得ずして、かゝる法律を作らねばならぬのは、立法技術として如何にも拙い。——併し兎も角も之にて第一の穴は塞ぐことが出来る。併し乍ら、まだ第二の穴がある。純然たる外國會社の日本に於ける營業が即ち是である。

收益主義によりて、海上再保險を獨占國營となすときは、外國海上保險會社の日本に於ける支店出張所代理店が、日本領土内に於て引受けたる保險契約を再保險に附せんとする場合には、必ず



それを日本政府の保險局に持ち行くべきものとすることが、必要なる事項となるは、既に一言せる所であるが、彼等が若し日本政府の保險局に持込むことを不利とするならば、前述の假裝外國保險會社と同様に日本に於ける店舗にては何等再保險の手續をなさず、其引受けたる保險を盡く本國に送り、本店を通して本國又は他國の保險業者に其再保險を賣るであらう。之に對しては、日本政府は何等取締るべき方法がない。日本に於ける彼等の店舗、彼等の帳簿に對しては、取締の途があり、取調への權能もある。併し外國に在る本店に對しては、日本國權の及ぶ能はざる所である。されば外國保險會社は、日本の再保險獨占法を濳り、日本會社が此獨占法によりて不利の地位に在るの逆境に乘じ、盛に日本に於て海上保險を引受け、之を本國にて適當に消化するに至るであらう。斯の如き状態に立ち至らば、我獨占國營は啻に我保險業者を徒らに害して外國保險業者を利することとなるのみならず、獨占の目的を達して收益を擧ぐるることなどは到底不可能である。若し強いて獨占の趣旨を貫徹せんが爲め此穴を塞がんと欲せば、外國保險會社が日本に於て、海上保險業を營むことを全然禁するより外に途がない。海上再保險の獨占國營と云ふことが、國家生活の最高利益の上より見て、外國保險會社の營業禁止を敢てすべき程必要なることならば、之を禁止するも亦已むを得ないであらう。併し乍ら、此獨占國營は縱ひ收益主義に出づと雖も、對外貿易對外運輸の保護増進と矛盾する所あるべからざるは言ふ迄もなき所である。然るに

外國保險會社が日本に於て海上再保險業を營むことを全然禁止するは、國際交通自由の原則に反することであるから、外國に對し、外國に於ける日本の貿易運輸業を壓迫禁止するの報復的理由を與ふることとなる。斯の如きは、さなきだに、貿易運輸上の先進國が、戰時中に發展したる日本の貿易運輸に對し嫉意を有し、動もすれば壓迫の手を下さんとする今日の時機に於て、我國のとるべき手段であらうか。かゝる政策の愚なるは問はずして明かであらう。

## 六 保護主義による獨占國營

收益主義によりて海上再保險を獨占國營となさんと欲するも、到底其目的を達し得るものにあらざることば、以上述ぶる所によりて既に明かであらう。然らば保護獎勵主義によりて之を獨占國營とする場合に於ては即ち如何。保護獎勵主義による獨占國營とは、對外貿易對外運輸を保護獎勵する目的を以て、多少國庫の負擔となるを辭せず、競争市場料率、即ち倫敦料率より高からざる料率にて、再保險の引受けをなさんとするのであるが、而も成るべくは國庫の負擔を軽減せんが爲めに之を獨占國營となすのである。故に此場合に於ては收支計算上の剩餘を得ることを主眼とするのではないが、併し成るべくは其均衡を得んとするのであるから、倫敦料率に近き料率にて再保險の引受けをなすこととなる。而して此場合に於ても、政府事業としては、曩に述べたる

が如く、民間保險業者間に於けるが如き簡便なる豫定保險の方法をとることを得ないから、政府保險局に再保險を特込むことは、民間保險業者相互の間に於けるが如く、又は倫敦保險業者に賣込む場合の如く、爾く簡單なる手續にては取運ばない。故に元受保險業者は、やはり此點を不便不利と感ずるに相違ない。之を不便不利と感ずるならば、收益主義による獨占の場合と同様に、我既存の保險會社は自己の分身として假裝の外國保險會社を設立して、其支店を我國に置くの手段を廻らすべく、而して此等は、日本に於て營業せる純粹の外國保險會社の支店と共に、それが引受けたる保險を日本以外に存する其本店に持ち行き、之を通じて其國又は他國の保險會社の再保險に附することゝなるであらう。されば事實上獨占を維持し得ざること、全く前段に述べたる收益主義獨占の場合と異なる所はない。故に縱ひ料率の點に於ては低廉にして、貿易運輸を保護することゝなるにしても、國庫の負擔を成るべく輕減するの目的は、之を達することを得ない。然らば又其點を主たる目的としてなされたる獨占なるものは初めより之を施さざるに若くはない。而して、之を獨占とせずして此保護獎勵主義による國營を行はんとすれば、即ちそは私が第四項に述べたる所と同じくなるのである。

\*

かくて獨占國營と云ふことには、それが收益主義によると、保護獎勵主義に出づるを問はず、

海上再保險の場合にありては、塞ぐ能はざる大穴ありて、到底實行不可能なのである。故に、苟も海上再保險を國營せんとするならば、國營の體面上より言ふも、實行し得るの望なきこの獨占と云ふ方法に出でず、又特に國庫負擔の僅少ならんことを望まず、寧ろ對外貿易對外運輸保護獎勵の目的を以て、初めより多少の國庫負擔を覺悟して、倫敦料率よりも低率を以て、國營民營併存主義によるを可とする。又之より外に國營を實行し得る方法はあるまいと思ふ。而して此方法によるときは、名は國營民營併存なるも、實は獨占國營と異なるなきを得、國庫の負擔は他の如何なる方法による場合よりも却て少かるべく、又繁雜なる取締をなすの要もなく、外國に報復的壓迫の口實を與ふる虞もなく、而も一朝戦争勃發して、完全なる獨占となす必要に迫らるゝならば、極めて僅少の手續によりて、圓滿の裡に之を名實備はる獨占となすこと得るであらう。私は、我政府が海上再保險を國營となさんとするならば只此方法のみを薦むる。